令和２年度久慈市認知症地域支援・ケア向上事業業務委託

仕様書

１　業務の名称

　　令和２年度久慈市認知症地域支援・ケア向上事業業務委託

２　業務の目的

当該業務は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関と連携を行うことにより、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的として実施するものである。

３　業務の委託期間

　　契約締結の日から令和３年３月31日まで

４　業務の対象地域

　　久慈市全域

５　業務内容

　　業務内容は、下記のとおりとする。なお、各業務は、必要に応じて久慈市、

認知症初期集中支援チーム、医療機関、介護サービス事業所等と情報共有、連携し実施すること。また、下記業務以外で、追加で関連業務の実施を依頼することがある。その他、実施可能な業務等あれば随時提案すること。

（１）認知症地域支援推進員の配置

　　認知症地域支援推進員は、認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有

する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者、または、認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市が認めた者であることとする。なお、他の業務との兼任は可能だが、主として当該業務を実施できる者であることとする。

（２）医療・介護等の支援ネットワーク構築

 ①認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受

けることができるよう関係機関との連携体制の構築等を行う。

　　②市町村等との協力による、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介

護サービス）の作成や普及等を行う。

（３）関係機関と連携した事業の企画・調整

　　①久慈市内の認知症キャラバン・メイトを対象に情報交換会等を行い、認知

症キャラバン・メイトの活動を促進する。

②認知症における正しい知識の普及啓発を目的として、久慈市内の学校や

企業、住民等を対象に認知症サポーター養成講座や養成したサポーターの管

理等養成講座に付随する業務を行う。また、認知症サポーターを中心に、認

知症の人やその家族等のニーズにあった具体的な支援を行うことができる

体制の構築等を行う。

　　③久慈市が主催又は共催する認知症に関する研修会や講演会、会議等への

参加、協力を行う。

　　④認知症の人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要として

いることを語り合い、自分達のこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方等を一緒に話し合う場として、「本人ミーティング」を検討、実施を行う。また、既存の認知症カフェと連携、協力し、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、本人や家族等への支援を行う場として新たな認知症カフェの開設について検討し、実現を目指す。

　　⑤認知症になっても、地域活動等を通じて生きがいを持った生活が継続で

きるよう、認知症の人が社会活動に参加できる体制の整備を行う。

（４）相談支援・支援体制構築

　　①認知症の人やその家族等への相談支援を行う。

　　②「認知症初期集中支援チーム」等との連携による、必要な医療やサービス

が認知症の人やその家族に提供されるための調整を行う。

６　法令の遵守

　　受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

７　中立性の保持

　　受注者は、常に業務の中立性を保持するよう努めなければならない。

８　秘密の保持

　　受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

９　公益確保の義務

　　受注者は、業務を行うにあたって公益の安全、環境の保全、その他の公益を

害することのないよう努めなければならない。

10　提出書類

（１）業務着手時

　　①業務計画書

　　②工程表

　　③管理者決定通知書

　　④担当者決定通知書

　　⑤業務分担表

（２）業務履行中の随時

　　①業務履行報告書

　　②打合せ議事録

（３）業務完了時

　　①実績報告書

　　②請求書

11　関係官公庁等との協議

　　受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、

誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

12　疑義

　　本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めの

ない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。